名古屋市老人福祉センター(福祉会館)指定管理者募集要項

都			福	祉	会	館
天	神	Щ	福	祉	会	館
名		楽	福	祉	会	館
昭		和	福	祉	会	館
笠		寺	福	祉	会	館

※児童館との併設施設(高岳、上飯田、瑞穂、熱田、港、守山、緑、名東、天白福祉会館)にかかる募集要項及び前津福祉会館・児童館にかかる募集要項、中川福祉会館・老人いこいの家・児童館にかかる募集要項は別冊になります。

令和 6年6月 名古屋市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課

# 名古屋市老人福祉センター(福祉会館)指定管理者募集要項目次

第1	章 総則	
1	設置目的 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
2	施設の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3	指定予定期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 3
第2	2章 施設の管理	
4	指定管理者が行う業務の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
5	管理の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
6	職員配置基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
7	市と指定管理者の責任分担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 5
第3	3章 指定管理者の選定	
8	募集及び選定の方式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 6
9	指定管理者選定に係る部会の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 6
10	部会の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 7
11	選定基準 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
12	指定管理者の選定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 7
13	選定結果の通知及び公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 8
14	申請書類、選定結果等の情報公開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 8
15	選定のスケジュール(予定)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 8
16	プレゼンテーション及びヒアリング審査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
17	協定の締結・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 9
第4	1章 申請に関する事項	
18		 9
19	申請にあたっての留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 10
20	募集の手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 11
第5	章 経理	
21	 指定管理料·····	 12
22	指定管理料の精算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 14
23	指定管理料の変更・返還・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
24	管理□座 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

# 第1号様式 募集要項

第6	章	その他	<u>1</u>																					
25	管理	運営	犬況	の点	.検・	評	価											 						14
26		で委員に																						
27	引絲	<b>迷業務</b> 等	等・・	• • •			• •											 						15
28	施設	との改築	<b>칥、</b>	改修	期間	引中	のヺ	業務	等等	,	及で	らい	女築	等	の <del>-</del>	予泛	i i	 						16
29		)他 · ·																						
30	事務	房局 …	• • • •	• • •		• • •	• •									• •		 						17
□ II	% 므 <sup>교</sup>	记置基	<b>₩</b>																					1.0
		分担の																						
		ま準・・																						
<b>○</b> ₱	詩	事類の	一覧	<u>.</u>			• • •											 		• •			 ٠ ;	21
<b>○</b> 숚	<b>今和</b>	6年度	の指	定管	7理#	<b>斗等</b>	:(C)	基~	づく	参	考	額・	• •		• •	• •		 	••	• •	• •	• •	 . :	24
		<b></b> 東式1]																						
		<b></b> 議式2]																						
[另	川記札	<b></b> 議式3]	指	定管.	理者	申請	清に	こか	カン	る質	質問	]書	: · ·					 					 ٠ ;	27

#### 第1号様式 募集要項

名古屋市では、平成16年 4月1日から、老人福祉センター(以下「福祉会館」という。)について指定管理者制度を導入しております。令和 7年 4月 1日から 6期目の指定管理を行うにあたり、福祉会館の指定管理者を以下により募集します。

なお、福祉会館は市内各区に 1か所ずつ、計16館あり、全館について指定管理者 の募集を行います。複数の施設に申請いただくことも可能です。

本要項は、児童福祉施設(児童館)と併設されていない福祉会館(5館)を対象とします。児童館との併設施設である11館につきましては、別冊の募集要項に従い申請ください。

# 【参照】指定管理者制度

- 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 名古屋市老人福祉施設条例(昭和38年名古屋市条例第71号)第9条 養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び老人福祉センターの管理は、地方自治法(昭和 22年法律第67号)第 244条の 2第 3項に規定する指定管理者に行わせる。

# 第1章 総則

# 1 設置目的

福祉会館は、老人福祉法(昭和38年法律第 133号)第15条に基づく老人福祉施設であって、地域における高齢者の各種相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上、レクリエーション活動の場の提供等の便宜を総合的に供与し、高齢者に健康で明るい生活を営ませることを目的とした施設です。

### 2 施設の概要

#### (1) 都福祉会館

所 在 地	名古屋市千種区豊年町15番9号			
開設年度	昭和40年度			
構造・規模	構 造:鉄筋コンクリート造 3階建(2-3階部分)			
	敷地面積:2,014.00㎡ 延床面積:690.50㎡			
施設内容	事務室、相談室、談話室、浴室、囲碁・将棋室、会議室、			
	集会室、わくわくクラブ室			
その他	1階部分は名古屋市内山保育園			

# (2) 天神山福祉会館

所 在 地	名古屋市西区花の木三丁目18番12号		
開設年度	昭和45年度		
構造・規模	構 造:鉄筋コンクリート造 2階建		
	敷地面積:1,138.94㎡ 延床面積:686.09㎡		
施設内容	事務室、相談室、談話室、浴室、囲碁・将棋室、会議室、		
	集会室、卓球室、多目的室、サロンルーム		

# (3) 名楽福祉会館

所	右	É	地	名古屋市中村区名楽町4丁目7番地の18
開	設	年	度	昭和43年度(平成12年度改築)
構	造 •	規	模	構 造:鉄筋コンクリート造 5階建(1階部分)
				敷地面積:2,515.64㎡ 延床面積:936.4㎡
施	設	内	容	事務室、相談室、談話コーナー、休憩コーナー、浴室、囲
				碁・将棋室、和室、洋室、卓球室、わくわくクラブ室
そ	0	)	他	1階:中村区在宅サービスセンター(社会福祉法人名古屋市
				中村区社会福祉協議会)、2-3階:特別養護老人ホーム名楽
				及びケアハウス名楽(社会福祉法人なごや福祉施設協
				会)、5階:名古屋市精神保健福祉センターとの合築

# (4) 昭和福祉会館

所 在 地	名古屋市昭和区御器所通1丁目6番地の1
開設年度	令和 4年度
構造・規模	構 造:鉄筋コンクリート造 3階建
	敷地面積:385.59㎡ 延床面積:735.82㎡
施設内容	事務室、相談室、シャワー、談話・軽運動スペース、囲
	碁・将棋室、多目的室、集会室
その他	令和 4年6月に新築移転して運営を実施

# (5) 笠寺福祉会館

所 在 地	名古屋市南区白雲町57番地
開設年度	昭和44年度
構造・規模	構 造:鉄筋コンクリート造 2階建
	敷地面積:2,178.43㎡ 延床面積:852.69㎡
施設内容	事務室、相談室、談話室、多目的室、浴室、囲碁・将棋
	室、茶室、集会室、卓球室、ビリヤード室、わくわくクラ
	ブ室、回想法室
その他	附属設備として、ベビーゴルフ場がある。

# 3 指定予定期間

5年間(令和7年4月1日から令和12年3月31日まで)

# 第2章 施設の管理

# 4 指定管理者が行う業務(以下「管理業務」という。)の範囲

詳細は、別添「管理業務の仕様書」を参照してください。また、事業計画書の 作成にあたっては、法令や条例等の関係規程を十分ご確認ください。

- (1) 福祉会館の運営に関する業務
  - ア 利用の許可に関する事務
  - イ 生活相談及び健康相談の実施
  - ウ 教養の向上及びレクリエーション等に関する事業の実施
  - エ 機能回復訓練の実施
  - オ 入浴事業の実施
  - カ電話相談事業の実施
  - キ その他高齢者の福祉に関する事業の実施
- (2) 福祉会館の管理に関する業務
  - ア 施設保守管理
  - イ 会計管理
  - ウ安全管理
  - 工 情報管理
  - 才 苦情処理
- (3) その他の管理業務
- (4) 指定管理者が実施するものとして別途名古屋市と委託契約を締結して行う業務

なお、指定管理業務実施にあたっては、毎年度、事業計画書、収支予算書、事業報告書及び収支決算書を作成、提出していただきます。また、管理運営状況の自己 点検、利用者満足度調査等を実施し、管理運営の改善点の把握及び事業実施の改善 に努めていただきます。

※令和 6年度事業計画書を希望される場合は、配布可能ですので「30 事務局」までご連絡ください。

# 5 管理の基準

(1) 関係法令の遵守等

関係法令等を遵守し、施設の設置目的に沿った管理運営を行うとともに、利用促進に努めるものとします。詳細は別添「管理業務の仕様書」を参照してください。

## (2) 開館時間

午前 8時45分から午後 5時まで

# (3) 休館日

ア 日曜日

イ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第 178号)に規定する休日

ウ 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

※福祉会館の設置目的をより効果的に達成するために、上記の開館時間以外の時間及び休館日を開館する提案をすることができます。但し、提案にあたっては、講座、教室など具体的な事業実施を伴うことを条件とします。

#### (4) 利用対象者

市内在住の60歳以上の高齢者

※利用者の遵守すべき事項及び利用の制限等については、条例、規則を参照してください。

#### (5) 利用料金

無料。但し、行事又は講座等にかかる材料費など実費の一部又は全部は利用者の負担となります。

#### (6) 情報の適切な管理

ア 情報の保護及び管理

指定管理者は、名古屋市情報あんしん条例(平成 16 年名古屋市条例第 41 号)第 12 条に基づき、市の保有する情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じてください。

# イ 個人情報の保護及び管理

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 66 条に基づき、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要な措置を講じてください。

#### ウ 情報の公開

指定管理者は、名古屋市情報公開条例(平成12年名古屋市条例第65号)第37 条の 2第 1項に基づき、指定管理者が当該施設の管理運営に関する情報公開を 行うために必要な措置を講じるよう努めなければなりません。

# エ 管理用カメラの管理、運用

指定管理者は、「個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年法律第 57 号) 及び「名古屋市が設置する施設管理等の用に供するカメラに係る個人情報の保 護に関する指針の廃止について」(令和 5 年 3 月 28 日付 4 ス市第 161 号) に従い、管理、運用を行わなければなりません。

#### (7) 守秘義務

指定管理者は、施設の管理運営を行うにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用することはできません。指定期間が終了した後も同様とします。

#### (8) 事故・災害への対応

事故を未然に防ぎ、災害の影響を最小限にとどめるため、必要な措置を講じるとともに、事故や災害が発生した場合に適切な救急処置や安全措置ができる体制を整えるものとします。

なお、福祉会館(都福祉会館を除く。)は、名古屋市地域防災計画に基づき、 福祉避難所として指定されています。指定管理者は、別途締結する協定に基づ き、市の要請により福祉避難所を開設するとともに、その管理を行うものとし ます。

#### 【参照】福祉避難所

高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児等、通常の避難所生活に困難をきたす災害時要援護者等を対象に開設される避難所であり、社会福祉事業を行う施設等のうち、一定の基準を満たす施設について、法人ごとに協定を締結し、福祉避難所として名古屋市が指定しています。

#### (9) 再委託の禁止

管理業務の全部又は一部を第三者へ委託(以下「再委託」という。)することはできません。但し、清掃、警備及び設備の点検保守など業務仕様書等において再委託できる旨が明示されたもの並びにその他の業務であらかじめ本市の承認を受けたものについては、この限りではありません。

#### 6 職員配置基準

18ページのとおりです。

### 7 市と指定管理者の責任分担

(1) 責任分担の考え方

福祉会館の管理業務に関し、本市及び指定管理者が費用及び危険を負担する

範囲は、19ページのとおりです。

#### (2) 損害賠償責任

指定管理者の故意又は過失により、市又は第三者に損害を与えた場合、指定 管理者がその損害を賠償しなければなりません。また、これにより発生した損 害について、本市が第三者に対し賠償を行った場合は、本市は当該賠償額及び 賠償に伴い発生した費用を指定管理者に対して求償するものとします。ただし、 本市がやむを得ない事由があると認める場合は、その全部又は一部を免除する ときがあります。

また、再委託先の団体の責に帰すべき事由により生じた損害又は増加費用は、 全て指定管理者の責に帰すべき事由により生じたものとみなし、指定管理者の 責任において負担させるものとします。

#### (3) 保険への加入

指定管理者は、損害賠償責任保険に加入するなど、損害賠償責任等の履行確保のため措置を講ずるものとします。

# (4) 当事者の責めに帰すことができない事由が発生した場合の対応

自然災害等の不可抗力など、市及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により管理運営上の損害等が発生した場合は、損害状況の確認を行った上で、市と指定管理者の協議により、業務継続の可否や費用負担等を決定するものとします。

#### (5) その他の費用負担

選定手続きを経て選定された団体(以下「候補者」という。)が指定の議決を得られなかった場合や、候補者が指定を受けた後、当該団体の事情により、指定期間の開始日までに施設の管理運営ができなくなった場合においては、準備のために支出した費用等について、本市は補償しないものとします。

# 第3章 指定管理者の選定

#### 8 募集及び選定の方式

指定管理者の募集及び選定は、提案型公募(プロポーザル方式)により行います。

#### 9 指定管理者選定に係る部会の設置

名古屋市指定管理者選定委員会条例(平成28年名古屋市条例第16号)第1条及び第8条第1項の規定により、名古屋市老人福祉センター及び名古屋市老人いこいの家部会(以下「部会」という。)を設置し、選定基準や募集要項の検討を行うとともに、選定基準等に基づいて申請書類等の審査を行い、指定管理者の候補者を

選定します。

# 10 部会の構成

部会の委員は、以下の5人とします。

小野田 誓 (公認会計士)

相川 悟郎 (愛知県弁護士会弁護士)

岡田 恵子 (中京学院大学看護学部教授)

下山 久之 (同朋大学社会福祉学部教授)

中田 雅美 (中京大学現代社会学部准教授)

※ 委員が申請団体と利害関係を有する場合など、公正な選定の妨げになる可能性がある場合は、その委員は、当該選定に係るすべての審査に参加できないこととします。選定委員の人数は、申請団体と利害関係を有する等の理由で審査に参加できない委員を除き、3名以上とします。

# 11 選定基準

(1) 候補者等の選定

指定管理者の候補者の選定は、名古屋市老人福祉施設条例(昭和38年名古屋市条例第71号)第10条第 3項に定める選定の基準に照らし、事業計画書等その他申請書類の内容及びプレゼンテーションにより、評価基準(20ページ)により総合的に行います。

#### (2) 採点方法、順位の決定方法

- ア 評価表の各項目について、各委員が 5段階で点数をつけ、その評点を団体 ごとに合計し、委員ごとに団体の順位を出し、団体に順位点を付けます。
- イ 団体ごとに各委員の順位点を集計し、その順位点の合計が最も高い団体を 候補者とします。
- ウ 順位点の最も高い団体が複数あった場合は、各委員の評点の計を合計し、 それが最も高い団体を候補者とします。
- エ 評点の計の合計点も同じ場合には、部会で協議の上、会長の裁定により候補者を決定します。
- オ 上記ア~エに準じ次点候補者を決定します。
- カ 委員の評点の計の合計点が満点の 5割に満たない場合は、最低基準を満たしていない団体として選定しないこととします。

### 12 指定管理者の選定

部会での審議の結果に基づき、指定管理者の候補者及び次点候補者となる団体 の選定を行います。

候補者は、本市との協議が整った後、市会の議決を経て、指定管理者として正

式に指定されます。ただし、選定した団体が提出した書類の内容に虚偽があることが判明した場合、協議が調わない場合、その他選定した団体が指定管理者として管理運営を行うことが困難となる事情が生じた場合は、原則として、次点候補者と協議を行い、次点候補者を候補者とすることとします。

# 13 選定結果の通知及び公表

選定結果は、申請団体に対して速やかに郵送にて通知します。選定結果(部会の開催日時、部会の委員、候補者及び次点候補者として選定された団体、申請団体、部会における審議の議事要旨等(名古屋市情報公開条例第7条第1項各号に掲げる非公開情報部分を除く。)、候補者の提案の概要、各申請団体の総得点及び募集要項で記載した審査項目、審査基準ごとの得点内訳)については、名古屋市公式ウェブサイトへの掲載、市政記者クラブへの資料提供等により公表します。

# 14 申請書類、選定結果等の情報公開

上記13で定める公表のほか、申請団体の申請書類等について行政文書公開請求があった場合は、名古屋市情報公開条例第7条第1項各号に掲げる非公開情報が記録されている場合を除き、公開します。行政文書公開請求に対する公開・非公開の決定にあたっては、「指定管理者選定に係る申請書類等の情報公開について」(平成31年2月22日付30市経市第155号)に基づき、名古屋市情報公開条例のほか名古屋市情報公開審査会において示された答申例を参考に判断するものとします。

# 15 選定のスケジュール (予定)

1	募集の周知及び募集要項の配布	令和6年 6月7日(金)
2	募集説明会	6月14日 (金)
3	施設見学	6月18日(火)から 7月2 日(火)の間で調整
4	質問の受付	6月18日(火)から 7月2日(火)
5	質問の回答	7月12日 (金) まで
6	申請書類の受付	7月24日(水)まで
7	部会の開催	8月下旬~ 9月中旬
8	選定結果の通知及び指定管理者 の候補者の公表	9月下旬~10月上旬
9	指定管理者の指定	12月中旬
10	協定締結	令和 7年 4月 1日 (火)

# 16 プレゼンテーション及びヒアリング審査

申請団体は、上記スケジュールの7 「部会の開催」に必ず参加してください。

不参加の場合は失格とします。詳細については、申請書類受付期間終了後すみやかに申請団体へ別途ご案内します。

プレゼンテーションは、原則申請書類の内容に補足する形で行っていただきます。当日はプロジェクター及びスクリーンを本市で準備いたしますので、利用したい場合は、申請時に事務局へ申し出てください。

ただし、パソコンは申請者側で準備するものとし、事前に接続の確認をすることはできません。当日プロジェクターと接続できない事態が発生した場合も事務局では責任を負いませんので、ご了承いただくとともに、不具合がある場合も想定して紙資料も10部程度ご準備ください。

# 17 協定の締結

市と指定管理者の協議により、法令遵守等の基本的事項、管理運営業務の具体的な内容、責任分担などに関して、協定を締結します。なお、協定書は、全指定管理期間を通して効力を有する「基本協定書」と、年度ごとに締結する「年度協定書」を作成します。

また、指定期間中に、施設が実施する業務に関する社会情勢の変化などが生じるなど、協定書に記載された事項に変更すべき事由が生じた場合は、本市と指定管理者の協議により、変更できるものとします。

# 第4章 申請に関する事項

#### 18 選定に参加する者に必要な資格

法人その他の団体又は複数の団体によって構成されるグループであって、次の要件を満たすこと。複数の団体により構成されるコンソーシアム(共同事業体)で申請する場合は、構成団体となるすべての団体が次の要件を満たすことが必要です。そのほか「名古屋市老人福祉センター指定管理者コンソーシアム(共同事業体)取扱要領」を参照してください。

なお、資格要件は申請書類の提出期限の日現在をもって確認を行います。その際に資格要件を満たしていた場合でも、候補者選定(選定結果の通知の日を指す。以下同じ。)までの間に満たさなくなったことが判明した場合、その申請団体は失格となります。

#### (1) 資格要件

ア 破産者で、復権を得ない者でないこと。

イ 地方自治法施行令第 167条の 4第 2項各号の規定のいずれかに該当する事 実があった後3年を経過しない者でないこと。

ウ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされていないこと。

- エ 民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- オ 募集の公表を開始した日から候補者選定(選定結果の通知の日を指す。以下同じ。)までの間に名古屋市指名停止要綱(平成15年 3月 5日付け15財用第 5号)に基づく指名停止の期間がない者であること。
- カ 市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- キ 地方自治法第244条の 2第 11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定の取消処分を受けてから 2年を経過しない者でないこと。
- ク 労働基準法等の労働関係法令の違反により公訴、送検又は命令等の行政処分(是正勧告等の行政指導を除く。)を受けてから1年を経過しない者でないこと。
- ケ 健康保険・厚生年金保険及び雇用保険に加入していること(各保険について加入義務がない者を除く)。
- コ 「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」 (平成20年 1月28日付名古屋市長等・愛知県警察本部長締結)に基づく排除 措置対象法人等でないこと。

# (2) 暴力団関係事業者の排除

指定管理者の選定にあたり、暴力団関係事業者であるかどうかを愛知県警察本部長に対し照会します。その結果、指定管理者が排除措置対象法人等であることが判明し、愛知県警察本部長から排除要請があった場合には原則として指定の取消しを行います。

#### 19 申請にあたっての留意事項

(1) 当該選定にかかる接触の禁止

申請団体が、部会委員及び本市職員並びに関係者に対し、本件申請について 接触することを禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格となる場合 があります。

### (2) 募集要項等の承諾

申請にあたっては、申請団体は、本募集要項及び別添仕様書の記載内容を承 諾した上で、申請書類を提出するものとします。

### (3) 複数提案等の禁止

1団体につき提案(申請)は1つとし、複数の提案はできません。また、単独で申請した団体が他のコンソーシアムの構成団体となることや、1団体が複数のコンソーシアムにおいて同時に構成団体となることもできません。

なお、1団体が複数の福祉会館に申請することは可能です。

#### (4) 提案内容変更の禁止

申請書類の内容を提出期限後に変更することはできません。

#### 第1号様式 募集要項

# (5) 虚偽の記載をした場合等の無効

申請書類に虚偽の記載があった場合又は申請に際し不正な行為を行った場合は、失格とします。

### (6) 申請の辞退

申請書類を提出した後に辞退する際には、辞退届(様式任意)を提出してください。

### (7) 費用負担

申請に関して必要となる一切の費用は、申請団体の負担とします。

#### (8) 申請書類の取扱い

申請書類は、理由の如何を問わず返却しません。また、申請者の提出する書類の著作権はそれぞれ作成した団体に帰属しますが、名古屋市情報公開条例に基づく行政文書公開請求の対象となるほか、本市が必要と認める場合申請書類等の全部又は一部を公表します。

# (9) 追加書類の提出

市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。追加書類の取扱いについては、上記と同様とします。

# (10) 資料の目的外使用の禁止

市が提供する資料は、申請にかかわる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この目的の範囲内であっても、市の了承を得ることなく、第三者に対しこれを使用させること及び内容を提示することを禁じます。

### 20 募集の手続

# (1) 募集説明会

募集要項の内容に関する説明会を次のとおり行いますので、申請を予定される団体は、ご参加ください。

〈開催日時〉 令和6年 6月14日(金) 午前10時30分~

〈開催場所〉 名古屋市役所 西庁舎12階 西12E会議室

〈参加人数〉 1団体につき 2名以内

〈申込方法〉 6月 11日 (火) の午後 5時30分までに、参加申込書(別記

様式 1) に必要事項を記入の上、「30 事務局」あてに郵送、

FAX又は電子メールでお申し込みください(必着)。

#### (2) 施設見学

施設見学を希望される団体は、次によりお申し込みください。

〈見学期間〉 令和6年 6月18日 (火) から 7月2日 (火) の間で調整予定

※申込状況により、日程及び時間を調整します。

〈参加人数〉 1団体につき 2名以内

〈申込方法〉 6月7日(金)から6月14日(金)の午後5時30分までに、

施設見学申込書(別記様式2)に必要事項を記入の上、「30 事務局」あてに郵送、FAX又は電子メールでお申し込みく

ださい (必着)。

# (3) 質問の受付と回答

説明会及び施設見学に際しては、質問は受け付けません。次のとおり文書による質疑応答をいたします。

ア 質問の受付:募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

〈受付期間〉 令和6年 6月18日 (火) から 7月2日 (火) 午後 5時30分まで

〈受付方法〉 質問書(別記様式3)に記入の上、「30事務局」あてに郵

送、FAX又は電子メールでご提出ください(必着)。

イ 質問に対する回答は、7月12日(金)までに、原則として募集説明会に参加したすべての団体に、郵送、FAX又は電子メールで行います。

### (4) 申請書類の受付

〈受付期間〉 令和6年 6月 7日 (金) から令和6年 7月24日 (水) 午後 5時

30分まで(土、日、祝日は除きます。)

〈受付方法〉 事前に電話連絡の上、「30 事務局」まで持参してください。

〈申請書類〉 21-23ページの一覧のとおり。

高齢福祉課に正本 1部写し10部提出。

また、紙で添付するもの以外の電子データについても、17ページ記載の「30 事務局」の電子メールアドレス宛送付してください。

# 第5章 経理

# 21 指定管理料

(1) 管理業務に必要な経費(指定管理料)

指定管理者が 5年間の管理業務に必要とする金額の提案を求めます。

指定管理料は、市と指定管理者の協議の上、毎年度締結する年度協定書により 定めるものとします。その額は、原則として、本市の予算の範囲内で指定管理者

#### 第1号様式 募集要項

からの提案額を上限とし、「23 指定管理料の変更·返還」の場合を除き、増額は 認められません。

# (2) 指定管理料に含まれる経費

ア 人件費 (職員給与、諸手当、法定福利費、退職給与引当金等)

- イ 物件費(報償費、職員研修費、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱 水費、食糧費、通信費、保険料、委託料及び賃借料、備品購入費、苦情解決 にかかる第三者委員設置経費等)
- ウ 小規模修繕費 (1件 250万円 (消費税等込)以下の修繕に限る。詳細は「管理業務の仕様書」を参照してください。)
- ※ 福祉会館事業は第二種社会福祉事業に該当するため、管理業務については消費税及び地方消費税は非課税となります。

# (3) 指定管理料に含まれない経費

次に掲げる経費については、原則として名古屋市は指定管理料として指定管理者に支払わずに、直接執行しますので提案額に含めないでください。

- ア 原形を変ずる修繕及び模様替、又は 1件 250万円を超える修繕
- イ 消防設備点検委託料(都・名楽福祉会館のみ。他の福祉会館については提 案額に含めてください。)
- ウ 特殊建築物定期点検委託料(都福祉会館のみ。他の福祉会館については提 案額に含めてください。)
- エ 「福祉会館のあらまし」の発行経費
- (4) 令和 6年度の指定管理料等に基づく参考額 24ページのとおりです。
- (5) 指定管理料の支払い

協定書に基づき、指定管理者の請求により、月ごとに口座振替によって支払います。なお、支払日及び金額内訳は、毎年度当初に市が指定管理者あて通知します。

- (6) 改築、改修などが予定される場合の指定管理料 16ページのとおりです。
- (7) 賃金水準の変動への対応

指定管理に係る各年度の人件費(自主事業に係る経費を除く。以下、同。)について、雇用形態別の賃金をはかる指標に一定以上の変動が見られた場合に、2年目以降の人件費をスライドできる制度を導入しています。

人件費のうち対象となる部分を賃金水準の変動に応じて見直すことで、2年 目以降の指定管理料に反映がなされます(変動部分がマイナスの場合も指定管 理料に反映されます。)また、その際、当初年度の人件費の 1.0%分までの金額は、指定管理者等の負担となります(以下、この仕組みを「賃金スライド制度」といいます。)。

指定管理者の公募にあたり、申請団体については、【様式 9-1】「対象人件費等計算書」に必要事項を記入のうえ提出してください。

また、指定管理者として指定された後、実際に賃金スライド制度に基づく増額を希望する場合は、別途申請書が必要となりますのでご留意ください。

賃金スライド制度の詳細については、「指定管理者制度における賃金スライド 制度運用の手引き」をご参照ください。

(https://www.city.nagoya.jp/shisei/category/50-8-0-0-0-0-0-0-0.htmlに掲載)

# 22 指定管理料の精算

原則として、指定管理料の精算は行いません。但し、小規模修繕費については 概算払いとし、各年度末において実績報告を行い、不用額を生じた場合は精算の 上、市へ返納していただきます。

# 23 指定管理料の変更・返還

建物等の改築、改修などによる市の定める仕様の変更、自然災害等の発生、賃金・物価水準の大幅な変動その他やむを得ない事由により、当初合意された指定管理料を見直す必要があると認められる場合は、市と指定管理者との協議の上、指定管理料を変更できるものとします。

また、事業の縮小、業務の不履行、指定取消等があった場合は、指定管理料の 全部又は一部を返還していただきます。また、予想し得ない事由で事業の中止等 を行った場合に、指定管理料の全部又は一部を返還していただくことがあります。

#### 24 管理口座

管理業務にかかる経費及び収入は、原則として団体本体の口座とは別の口座で 管理してください。

# 第6章 その他 |

### 25 管理運営状況の点検・評価

本市は、指定管理者の管理運営状況について毎年度点検・評価を行い、その結果を公表します。点検・評価の実施にあたっては、様式に基づく自己点検、必要な資料の提出、調査への立会い並びに説明をしていただきます。点検・評価の結果は、以後の施設の管理運営方法や次期指定管理者の選定条件等の改善のために使用するほか、指定管理者が次期選定に参加する際の評価に反映させる場合があ

ります。評価にあたっての具体的な評価基準・様式等については、別途示します。

# 26 監査委員による監査等

### (1) 監査

管理運営業務にかかる出納その他の事務の執行については、以下の監査の対象となります。

- ア 名古屋市監査委員による監査
- イ 包括外部監査人による監査
- ウ 個別外部監査人による監査

地方自治法の規定に基づき、公の施設の管理運営業務にかかる出納その他の 事務の執行について、上記いずれかによる監査の実施が決定された場合には、 指定管理者は当該監査に誠実に対応し、また、監査結果に指摘事項等があった 場合には、速やかに改善等の措置を講じていただきます。

なお、監査のため必要があると認められるときは、指定管理者は出頭を求められ、調査の対象となり、帳簿、書類その他の記録の提出を求められることがあります。

#### (2) 検査

管理運営業務の適正な実施を確保するため、本市は、施設へ立ち入り、指定管理業務の執行状況について検査し又は必要な資料の提出を求めることがあります。

### 27 引継業務等

(1) 管理運営業務の開始に際しての引継ぎ

指定管理者として指定された団体は、令和7年4月1日の協定発効に先がけて新年度の事業計画書及び収支予算書等を提出していただくとともに、令和6年度までの団体から指定管理者が交代することとなった場合には業務の引継ぎを受けていただきます。なお、令和7年3月31日までに引継ぎを受けるために要する経費は、原則として指定管理者として指定された団体の負担となります。

#### (2) 管理運営業務の終了に際しての引継ぎ

指定期間の終了時又は指定の取消しによって管理運営業務が終了し、その後を他の指定管理者が引き継ぐ場合は、次期指定管理者が円滑にかつ支障なく業務を遂行できるよう、本市が必要と認める業務の引き継ぎを行っていただきます。

また、次期指定管理者の選定にあたっては、本市の求めに応じて現地説明、 資料の提供等、必要な協力を行っていただきます。これらの引継ぎを行うため に要する経費は、原則として指定管理者の負担となります。

# 28 施設の改築、改修期間中の業務等、及び改築等の予定

(1) 福祉会館の改築、改修等について

笠寺福祉会館については、指定管理期間中にリニューアル改修を予定しております。

また、その他福祉会館についても今後改築、改修となる場合があります

- (2) 改修中に代替施設において運営が可能な場合 その都度業務内容について協議を実施し、決定することとします。
- (3) 改修中に代替施設における運営継続ができない場合

改築、改修期間中は代替施設での運営を前提としますが、継続できなかった 場合の業務内容については、以下のとおりです。

- ア 利用受付業務
- イ 改修工事立会補助
- ウ 施設運営再開のための備品等の整備・管理
- エ 施設の保守管理業務
- 才 広報宣伝業務
- カ 関係諸機関との連携・調整業務
- キ その他必要な業務
- ※ 上記業務を遂行するための配置の基準として、少なくとも館長及び専任職員 各 1名以上を配置することとします。
- (4) 指定管理料の取り扱いについて
  - (2)、(3) どちらの場合においても、年度協定を締結する際に、市と指定管理者の間で協議するものとします。

# 29 その他

(1) 協定締結前の指定の取消し

指定管理者の指定を受けた団体が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合、管理運営を開始するまでの間に、指定管理者としての業務の履行が確実でないと見込まれることとなった場合、著しく社会的信用を失うに至った場合その他指定管理者としてふさわしくないと認められる場合は、市は指定を取り消すことができるものとします。

#### (2) 市の免責事項等

選定された団体が市会において指定の議決を得られなかった場合、指定管理者の指定を受けた後、団体の事情により、指定期間開始日までに施設の管理運営ができなくなった場合や(1)により指定を取り消された場合においては、団体が施設の管理業務及びその準備のために支出した費用等については、市は補償しませ

ん。

また、この場合(市会において指定の議決を得られなかった場合を除く)において、市に損害が生じた場合には、指定管理者の指定を受けた団体が損害を賠償するものとします。

# (3) 指定の取り消し

指定管理者の責めに帰すべき事由により管理業務の継続が困難になった場合や、協定書に定める事由により指定管理者による管理運営を継続することが適当でないと市が認める場合には、市は指定の取消をすることができるものとします。この場合において、指定管理者は、協定書に定める額を違約金として納付するとともに、市に生じた損害を賠償するものとします。

# (4) 不可抗力による指定の取消し

自然災害など本市及び指定管理者の双方の責めに帰すことのできない事由により、指定管理業務の継続が困難になった場合は、協定継続の可否について協議するものとします。協議の結果、やむを得ないと判断された場合、本市は指定を取り消すことがあります。この場合において、本市及び指定管理者の双方に生じた損害、損失及び増加費用等については、協議のうえ処理するものとします。

# (5) その他

- ・ 提案内容の実施にあたり、規則改正等を必要とする場合は、所定の手続きを 経ることが前提となります。
- ・ 協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合 は、市と指定管理者は誠意をもって協議するものとします。ただし、協議が 調わない場合は市の指示に従うこととします。

# 30 事務局

健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課(名古屋市役所本庁舎2階)

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

TEL番号: 052-972-2542 FAX番号: 052-955-3367

電子メールアドレス: a2541@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp (FAX及び電子メールにつきましては、電話等での送達照会をお勧めします。)

〈対応時間〉土、日、祝日を除く、午前 8時45分から午後 5時30分まで 但し、FAX、電子メールに関しては常時受け付けます。

### 職員配置基準 <6>

### 1 館長 1名

- ・施設の管理責任者として、館長を 1名配置すること。館長は、専ら当該施設 の職務に従事する常勤の者でなければならない。
- ・館長には、高齢者福祉に理解があり、施設管理等についての豊富な実務経験とサービス水準の維持・向上への意欲を有するとともに、利用者からの苦情等に対する迅速かつ丁寧な対応と施設の職員に対する的確な指揮監督についての能力を有する者を配置すること。

### 2 施設の運営に必要な人員

- ・接遇や経理事務等の能力を有し、管理業務を適正に行える者を配置し、施設の管理運営が確実に行える体制とすること。
- ・入浴サービスの実施に際して、職員は男女が配置されることが望ましく、また高齢者が専ら使用する施設であることから、利用者の体調の急変や、施設内での事故等緊急時に対応できるよう必要な体制を整えること。

#### 3 勤務体制

施設の管理運営に支障がないように定めること。利用時間帯の勤務者数は、2名以上を原則とする。

- 〈参考〉現行の標準的な職員配置(日常雑役業務(清掃等)を委託している場合) 館長 1名、職員 3名(うち看護職員 1名)、
- ※「名古屋市福祉会館認知症予防事業」担当職員は、別途締結する事業委託契約による。経費は指定管理料に含まない。

# 責任分担の基本的な考え方 <7(1)>

		責任	分担
項目	内容	市	指 定管理者
<b>壮人然</b> の东西	直接管理運営に関係するもの	0	
法令等の変更	上記以外の場合		0
事業の出す	市の指示に基づき事業を中止・延期し、損害が発生		
事業の中止・	したもの	$\circ$	
延期	上記以外の場合		$\circ$
	事業の実施に必要な許認可取得の遅延・失効など	$\circ$	
許認可の遅延	(市が取得するもの)		
	上記以外の場合		$\circ$
性能	協定書及び仕様書に定めた要求水準不適合		$\circ$
セキュリティ	施設の管理・警備の不備によるもの		0
ヒヤユリノイ	情報の管理及び保護に関するもの		0
需要の変動	当初の需要見込みと異なる場合		0
施設の競合	競合施設による利用者の減、利用料金収入の減		0
選挙典のよ見	急激な物価上昇等、特殊な事由が認められるもの	$\circ$	
運営費の上昇	上記以外の場合		0
施設・設備の	市の責めに帰すべき事由による場合	0	
損傷	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		0
施設利用者へ	市の責めに帰すべき事由による場合	0	
の損害	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		0
周辺住民等へ	市の責めに帰すべき事由による場合	0	
の損害	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		0
不可抗力への	自然災害等により、業務を変更、中止又は延期する	护学	古石
対応	場合	<b></b>	事項
<b>建数</b> 不层位	市に協定内容の不履行がある場合	0	
債務不履行	指定管理者に業務及び協定内容の不履行がある場合		0
事業終了時の	指定期間の満了に伴う原状回復費用		
費用	1日に朔  町ツ/両亅に十リ까仏凹後負用		0
業務引継ぎの 費用	業務の引継ぎにかかる費用		0

# 評価基準 <11>

大項目 (選定基準)	小項目	評価の視点
事業計画書に沿った	将来にわたる安定した運	・財政基盤が安定し、健全な経営状況となっているか
管理を安定して行う	営基盤を有すること   (10点)	・安定的に管理体制を維持できる組織及び執行体制となっているか
物的及び人的能力を有していること	管理運営の実績及び能力	<ul><li>・社会福祉事業、地域福祉活動及び類似施設の管理運営の実績の有無</li></ul>
(20 点)	があること (10 点)	<ul><li>・管理運営するための能力・ノウハウがあるか</li></ul>
	施設の設置趣旨を理解	・施設の性格、機能及び役割を理解した方針か
	し、明確な運営方針を持 っていること	・方針は市民の利用しやすさ等、利用者側の視点を持っているか
	(10点)	
	人員の配置が適切である	・配置基準を満たしているか、また十分な知識・経験を有する人材を 必要数配置しているか
	こと (5点)	・安定的な人材の確保の具体的な見通しがあるか
	(3点)	・職務に必要な資質の向上のための方策が具体的に示されているか
		・効果的な提案となっているか (相談事業)
	施設の設置目的を最も効	・効果的な提案となっているか (教養の向上及びレクリエーション等に関する事業)
施設の設置目的を最	果的に達成する事業提案 がされていること	・効果的な提案となっているか (機能回復訓練)
も効果的に達成する こと (55 点)	(20 点)	・効果的な提案となっているか (健康づくり・フレイル予防、仲間づくり・憩いの場、地域の団体や 事業所、施設等との連携事業、区内の施設を利用した出張講座な ど)
		・利用者サービス向上の取り組みは具体的か、また適切な手段・方法 をもって達成されうるか
	利用者数増加及びサービス向上のための提案がされていること (10点)	・利用者の声を運営に反映させるための方策が具体的に示されている か
		・利用者を回復・増加させるための効果的な提案がなされているか
		・60 代の高齢者の利用を促進させるのに効果的な提案がなされているか
		・適切な施設保守管理体制がとられているか
	施設機能を十分に発揮す	・適切な会計管理体制がとられているか
	る管理体制となっている こと	・適切な安全管理体制がとられているか
	(10 点)	・適切な情報管理体制がとられているか
	(== 7117)	・適切な苦情処理の体制がとられているか
市民の平等利用が確保 (5点)	Rされること	・正当な理由がなく、市民の利用を拒んだり、またその利用について 差別的取扱いをしたりしないか
管理経費の縮減が図ら	れステレ	・経費の積算は適切になされているか
(10点)	740.0 - C	- 費用対効果について十分に考えられているか
		・経費縮減策は具体的で適切に示されているか
		・障害者の法定雇用率を達成しているか
指定管理者としての総 (10 点)	合的な評価	・障害者、高齢者、ひとり親家庭等の就業促進及び子育て支援や環境 保護活動など社会貢献活動に現在取り組んでいる、又は今後取り組 もうとしているか
(10 m)		・提案全体としてのバランスがとれているか
		・事業提案は運営方針に基づいた一貫性のあるものとなっているか
合計	(100 点)	
		4

# 申請書類の一覧 <20(4)>

書類 番号	書類名	様式等				
1 指	定申請書					
1-1	指定申請書	[名古屋市老人福祉施設条例施行細則別記様式]				
2 申請団体に係る書類						
2-1	誓約書	[様式第2-1]				
2-2	代表者の履歴	[任意様式]代表者の押印や写真の貼付は不要。				
2-3	役員名簿	[任意様式] 法人役員が他法人の役員を兼ねている場合は、そ				
		の法人名と役職を記載すること。				
2-4	定款又は寄付	最新のもの。非法人で未作成の場合は、これらに類するもの				
	行為	(団体の規約等)。				
2-5	登記事項全部	申請日前 3か月以内に発行されたもの。非法人の場合は不要。				
	証明書					
2-6	納税証明書等	令和 6年 1月 1日以降に発行された、直近2か年分の納税証明				
		書の原本 (滞納がない旨の証明でも可)。				
		①消費税及び地方消費税 ②市町村税又は市町村民税 ③固				
		定資産税				
		課税されていない場合は、その旨を記載した申立書(任意様				
		式)				
2-7	財務諸表等	直近 2年間の財務諸表(貸借対照表、損益計算書、財産目録、				
		利益処分計算書及び営業報告書。公益法人の場合は、貸借対照				
		表、収支計算書、財産目録及び事業報告書)。非法人で未作成				
		の場合は、団体の決算書等及び団体の活動状況のわかるもの				
2-8	法人調書	[様式第2-2]				
2-9	経理規程	最新のもの				
2-10	団体の沿革や	対外的に発行しているパンフレット等(未作成の場合は任意様				
	事業内容がわ	式)				
	かるもの					
3 事	3 事業実績に係る書類					
3-1	社会福祉事	業 [様式第 3-1] 主として過去 2年間の社会福祉事業の実績				
	等の実績	を記載すること。				
3-2	地域福祉活	·動 [様式第 3-2] 主として過去2年間の地域福祉活動の実績				
	の実績	を記載すること。				
3-3	管理運営の	能 [様式第 3-3] 上のほか、施設の管理運営に資する能力・				
	力・ノウハ	ウノウハウ等について記載すること。				

4 事	業計画に係る書	· · ·
4-1	施設運営の	
	本方針	考え方等を記載すること。
4-2	職員配置及	び [様式第 4-2] 職員配置及び人材確保の考え方等について
	人材の確保	:・ 記載すること。
	育成計画	
4-3	事業運営の	実 [様式第 4-3] 実施予定の事業について、管理運営要綱及
	施計画	び管理業務の仕様書に沿って詳細に記載すること。
4-4	利用者数	増 [様式第 4-4] 利用者数増加・サービス向上に向けての考
	加・サービ	· ス え方や取り組み等を記載すること。
	向上計画	
4-5	施設管理の	実 [様式第 4-5] 施設の保守、会計管理、安全管理、情報管
	施計画	理、苦情処理等について記載すること。
5 収	支予算に係る書	
5-1	収支予算	書 [様式第 5-1]
	(5年間計)	
5-2	収支予算	書 [様式第 5-2]
	(年度別)	
6 提	案の概要	
6-		6]「4 事業計画に係る書類」および「5 収支予算に係る書類」 己載すること。
7 障		□戦すること。 及び障害者・高齢者等の雇用促進等の取り組み
7-1	障害者法定雇	[様式第 7]障害者法定雇用率及び社会貢献活動の取り組みに
	用率及び社会	
	貢献活動の取	障害者実雇用率は、法人全体の労働者における割合を記載する。
0 [	り組み	ること。
		契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」に基づ
		『への照会のための資料 
8-1	代表者等名簿	[様式第 8] 団体の代表者及び施設の管理責任者について記
		載すること。
		※コンソーシアムによる申請の場合、その構成団体全てにつ
		いて提出してください。
9 賃	金スライド制度	に関する書類
9-1	対象人件費等	[様式第 9] 各年度の配置人数、対象人件費、対象としてい
	計算書	る人件費の種別、対象外としている人件費の種別について記

- 1 提出部数は、申請する施設ごとに、正本 1部と写し10部。なお、 2施設目からは、「2 申請団体にかかる書類(2-2以降)」「3 事業実績にかかる書類」「7 障害者法 定雇用率等」「8 愛知県警察本部への照会のための資料」は不要です。
- 2 提出の際は、書類番号の順に綴じ、書類番号のインデックスをつけてください。 但し、「8 愛知県警察本部への照会のための資料(代表者等名簿)」は、綴じずに、 別途提出してください(1部のみ。写しは不要)。
- 3 登記簿謄本等は、原本を申請書の正本に添付してください。
- 4 申請書類のうち、紙で添付するもの以外の電子データについては、17ページ記載 の「30 事務局」の電子メールアドレス宛送付してください。
- 5 「6 提案の概要」は候補者になった場合、市公式ウェブサイト等で公表されます。

# 令和 6年度の指定管理料等に基づく参考額 <21(4)>

(単位:千円)

区 分	名楽・昭和 福祉会館以外	名楽福祉会館	昭和福祉会館
人件費	23, 081	23, 081	23, 081
物件費	13, 175	22, 190	13, 981
賃金	0	910	0
報償費	3, 873	3, 330	3, 719
旅費	59	15	42
需用費	3, 518	8, 845	3, 511
役務費	406	196	382
委託料	3, 569	6, 912	4, 079
使用料賃借料	407	481	457
備品購入費	108	150	132
公課費	4	5	4
その他経費	1, 231	1, 346	1, 655
小規模修繕費	1, 729	913	1, 580
計	37, 985	46, 184	38, 642

<sup>※</sup> 指定管理料(名楽福祉会館、昭和福祉会館以外は、3館の平均額)

名古屋市老人福祉センター(福祉会館)指定管理者募集説明会参加申込書

(あて先) 名古屋市長

年 月 日

以下のとおり募集説明会に参加を希望します。

団	体	名	(フリガナ)
			電話番号:
連絡	絡	先	F A X 番 号 :
			メールアドレス:
参加者氏名		氏名	
(2名まで)		で)	

【申込期限】 令和 6年 6月11日 (火) 午後 5時30分まで

【提出方法】 郵送(必着)、FAX又は電子メールによること

# 名古屋市老人福祉センター(福祉会館)施設見学申込書

# (あて先) 名古屋市長

年 月 日

下記のとおり施設見学を希望します。

団体名	(フリカ	ガナ)	
<b></b> 声效	電話看	<b>音号</b>	
連絡先	FΑΣ	〈番号	
見学者氏名			
(2名まで)			
	月	日 (	)AM・PM 施設名
	月	日 (	)AM・PM 施設名
見学を希望 する日時・	月	日 (	)AM・PM 施設名
施設名	月	日 (	)AM・PM 施設名
	月	日 (	)AM・PM 施設名
	月	日 (	)AM・PM 施設名

【申込期間】 令和 6年 6月 7日 (金) から 6月14日 (金) 午後 5時30分まで

【提出方法】 郵送(必着)、FAX又は電子メールによること

【参加人数】 1申請団体につき 2名以内

【別記様式 3】

名古屋市老人福祉センター指定管理者(福祉会館)申請にかかる質問書

年 月 日

	'	/ -	
団体名:			

【申込期間】 令和6年 6月18日 (火) から 7月2日 (火) 午後 5時30分まで

【提出方法】 郵送(必着)、FAX又は電子メールによること

※質問に対する回答は、原則として募集説明会に参加したすべての団体に郵送、FAX又は電子メールにより行います。